

進路指導部より

箕面市から次のような奨学生募集のお知らせが来ています
詳細は進路指導部(072-729-4270)までご連絡ください。

箕面市奨学資金制度

箕面市奨学資金(給付)

令和6年度の申請受付を4月1日から開始しました。

以下の応募資格に該当する高校生などに対し、**年額5万円を給付します(返済不要)**。

【応募資格】

次の(1)から(3)までの要件をすべて備えているかたが対象となります。

(1)次の対象範囲の学校に在籍しているかた

<対象となる学校の範囲>

- 学校教育法第1条に規定する高等学校または高等専門学校
- 学校教育法第124条に規定する専修学校(修業年限が2年以上の高等課程に限る。)
- 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち、外国籍を有する生徒の教育を目的とした外国人学校で、日本の高等学校の教育課程に準ずる教育施設

学校教育法第124条のに規定する専修学校(専門課程、一般課程及び修業年限が2年未満の専修学校)、海外に所在する学校、大学及び大学院は対象となりません。

(2)保護者が箕面市に居住し、かつ住民登録されているかた(箕面市に居住しているが、事情により住民基本台帳に登録がない場合は別途ご相談ください。)

- 外国籍のかたも給付の対象となります。

(3)経済的理由によって修学が困難なかた

- 申請日の属する年度において、市民税非課税世帯に属するかたが対象です。ただし、生活保護法の規定による保護を受けているかたは除きます。

【募集要項について】

- 募集要項配布期間:令和6年4月1日(月曜日)～ 令和6年12月5日(木曜日)
- 募集要項配布場所:学校生活支援室(市役所別館3階)、豊川支所、止々呂美支所
(下記リンクからも取得できます。)

【申請について】

- 申請受付期間:令和6年4月1日(月曜日)～ 令和6年12月5日(木曜日)(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- 申請方法 : 次の(1)、(2)いずれかの方法により申請してください。

(1)インターネットで申請する場合 [オンラインフォーム\(外部サイトへリンク\)](#)に入力してください



(2)書面で申請する場合

添付の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、下記提出先へ持参または郵送(令和6年12月5日必着)してください。

《提出先》

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所 別館3階 34番窓口

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局学校生活支援室 奨学金担当

窓口開庁時間:月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時15分

【募集人数】

- 400名程度

【給付額】

- 年額50,000円(一括給付)

【給付時期】

6月30日までに申請したかた:7月下旬

7月1日以降に申請したかた :申請した月の翌月下旬

【給付方法】

- 箕面市奨学資金給付申請書(兼同意書・振込依頼書)に記載いただいた奨学生本人名義の口座に振り込みます。

【募集要項】

- [令和6年度\(2024年度\)箕面市奨学生募集要項\(PDF:275KB\)](#)

- [箕面市奨学資金給付申請書\(兼同意書・振込依頼書\)](#)

[\(PDF:58KB\)](#)

箕面市奨学資金(貸与)

【奨学金】令和6年度の申請受付を4月1日から開始しました。

経済的理由によって高等学校などへの修学または入学が困難なかたに対して、無利子で奨学金または入学準備金を貸与する制度です。なお、貸与期間が終了したときや、貸与を廃止されたときは、返還の義務が生じません。

【応募資格】

次の(1)から(3)までの要件をすべて備えているかたが対象となります。

(1)次の対象範囲の学校に在籍しているかた(入学予定者を含む。)

<対象となる学校の範囲>

- 学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校(本校がここにあたります)
- 学校教育法第124条に規定する専修学校(修業年限が2年以上の高等課程に限る。)
- 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち、外国籍を有する生徒の教育を目的とした外国人学校で日本の高等教育課程に準ずる学校

学校教育法第124条に規定する専修学校(専門課程、一般課程及び修業年限が2年未満の専修学校)、海外に所在する学校、大学及び大学院は対象となりません。

(2)保護者が箕面市に居住し、かつ、住民登録に記録されているかた

- 外国籍のかたも貸与の対象となります。ただし、留学生は対象となりません。また、返還期間については、在留資格の有する期間とします。

(3)経済的理由によって修学が困難なかた

- 申請者の属する世帯の構成員全員の総所得金額などの合計額の総額が、生活保護法に規定する需要額(生活保護基準額)の1.5倍の範囲内にあるかたが対象となります。なお、この額は生活条件(年齢や家族構成)などによって異なります。

例:4人家族父45歳、母43歳、本人16歳、弟14歳(中学生)、借家で家賃51,000円の場合

約441万円(基準年度・世帯構成数・個人年齢・就学状況・住宅状況などによって異なります。)

【奨学金】

令和6年度募集の申請受付を4月1日から開始しています。

【募集要項について】

- 募集要項配布期間:令和6年4月1日(月曜日)から令和6年4月26日(金曜日)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- 募集要項配布場所:学校生活支援室(市役所別館3階)、豊川支所、止々呂美支所(下記リンクからも取得できます。)

【申請について】

- 申請受付期間:令和6年4月1日(月曜日)から令和6年4月26日(金曜日)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- 申請受付場所:学校生活支援室窓口(市役所別館 3 階)へ必要書類を持参

※豊川支所、止々呂美支所では受け付けていません。

【募集人数】

- 公立高校:20 名程度
- 私立高校:20 名程度

【貸与額】

	金額(1)	金額(2)
公立	月額 12,500 円に申請月以降の当該学年残月数を乗じた額	申請月以降、当該学年において学校などに納入する(又は必要な)費用の額
私立	月額 25,000 円に申請月以降の当該学年残月数を乗じた額	申請月以降、当該学年において学校などに納入する(又は必要な)費用の額

上記金額(1)及び(2)のうち、どちらか低い額の範囲内で、かつ、月額(公立など 12,500 円、私立など 25,000 円)を整数倍した直近の額を、当該学年における貸与額とします。

【例】私立高校在学、申請月(7 月)以降、当該学年において 210,000 円を学校などに納入する場合

上記金額(1)は、私立高校の場合、月額 25,000 円×残月数 9 か月で貸与上限額 225,000 円

上記金額(2)は、この奨学生の必要な費用は年額 210,000 円

上記金額(1)及び(2)のうち、低い額は(2)の 210,000 円となり、この額の範囲内で、月額 25,000 円の整数倍した額で直近の額、すなわち、200,000 円(25,000 円×8)が、この場合の貸与額(年額)となります。

【貸与期間】

- 在学する学校における正規の修業年限に相当する期間(奨学生となった年度から卒業又は貸与の必要なくなった日までの最短年数)

【貸与方法】

- 実際に学校などに納入する時期に合わせて、奨学生名義の口座に振り込みます。

《募集要項》

- [令和 6 年度\(2024 年度\)生簀面市奨学生募集要項\(PDF:254KB\)](#)
- [奨学生申請書\(様式第 1 号\)\(PDF:54KB\)](#)
- [奨学生申請書\(様式第 1 号\)記入見本\(PDF:80KB\)](#)
- [奨学生推薦書\(様式第 2 号\)\(PDF:28KB\)](#)
- [在籍校での目標\(PDF:29KB\)](#)
- [家庭状況調査票\(PDF:48KB\)](#)

【そのほかの奨学資金制度】

箕面市教育委員会では、箕面市奨学資金のみを取り扱っていますが、ほか機関にも奨学資金制度がございます。

申請される場合は、各種奨学資金制度の実施機関へ直接お問い合わせください。

[\(大学生等向け\)就学支援新制度\(外部サイトへリンク\)](#)

[\(高校生等向け\)大阪府育英会\(外部サイトへリンク\)](#)

[\(高校生～大学生等向け\)そのほかの奨学金制度\(大阪府 HP\)\(外部サイトへリンク\)](#)